

# これ以上の 犠牲者を出すな

- 過労自死事件で労災認定 -



## ひろしま

郵政産業労働者ユニオン  
広島支部(広島郵便局内)  
支部メールアドレス  
[piwu\\_hiroshima@yahoo.co.jp](mailto:piwu_hiroshima@yahoo.co.jp)



すでに新聞などで報道されていますよう、10年前、さいたま新都心郵便局で働いていた男性が自殺した事件、いわゆる「さいたま新都心郵便局過労自死事件」について、埼玉労働者災害補償保険審査官は、被災者の精神障害の発病は業務上の原因であると認め、その病から自殺に至ったと判断し、3月31日付で、労働災害と認定しました。(民事訴訟については2016年に和解成立)

### 「くくなるまの経緯」

Tさんは、1982年から23年間にわたり岩槻郵便局に勤務し、2006年5月、突然、さいたま新都心郵便局に異動になります。さいたま新都心郵便局は、経営合理化のモデル局の1つとして、厳しい職場だという噂が広がっていました。当時、さいたま新都心郵便局では、仕事でミスをする、150〜300人の前で「お立ち台」という台に立たされて、上司から追及を受けるという「儀式」が行われていました。「お立ち台」に立たされなくても、仕事でミスをする上司に呼び出され、他の人も見ている前で叱責を受けます。

また、配達員には年賀状やお歳暮、お中元などの販売ノルマも課されていました。年賀状に至っては、1人7000〜8000枚の売り上げ「目標」を課せられ、販売枚数を一人ずつ棒グラフにして貼り出し、ノルマを達成するために、「自爆営業」が問題になっていました。Tさんは、自身が「お立ち台」に立たされたり、買い取った年賀はがき等を金券ショップに売ったりすることはありませんでしたが、職場全体の「ミスをするな」「残業するな」「営業成績を上げろ」という圧力に精神的ストレスを重ねていきます。

4月17日予定の20条集団訴訟・中国地方第1回公判は、  
新型コロナウイルス  
感染拡大の影響で延期となりました。

退職も検討し、毎年の異動希望調査で小規模な郵便局への異動を願っていました。聞き入れられませんでした。

2008年2月に初めてうつ病を発症し、病気休暇と復職を3回繰り返し返しました。最後の復職後、約半年経った2010年12月8日、職場から身を投げ、胸部損傷により死亡しました。

Aさんのたたかいと

### 支援の広がり

配偶者のAさんは、一時は途方に暮れそうになりますが、郵政ユニオンに相談し、そこから過労死事件の経験豊富な尾林芳匡弁護士（八王子合同法律事務所）にたどり着き、「過労死を考える家族の会」につながります。また、さいたま新都心郵便局自死事件を「追及する会」も立ち上がり、労働組合の枠を超えて支援者が集まりました。

最後にAさんからのメッセージを紹介します。

「夫が亡くなりあと少しで9年と4カ月になります。子供の成長は早く感じましたが、日本郵便への裁判やこの労災認定までの時間の流れはとても長く感じました。夫の死は仕事の原因と認められて、やっと夫を助けてあげられたという想いです。ここまでの長い間にたくさんの方が力になってくださいました。とても感謝しています。また、日本郵便は、同じ日本郵政グループ内でのかんぽ不正問題も解決していません。人を騙してまでもノルマを達成させようと社員を追い詰めた結果、信用をなくしました。日本郵便は、家族に謝罪しても裏切るようなことのないようにしてほしいです。まだまだ仕事で命を落とす人がたくさんいます。悲しむ人が減っていく社会を願っています。」

## さいたま新都心郵便局過労自死事件

### 労働災害認定獲得についての声明(抜粋)

今回の決定について日本郵便は、「社員が自殺したことを重く受け止め、今後は社員の声に真摯に向き合うことを徹底していきます」とコメントしている。しかし、これを上すべりの言葉だけで終わらせるわけにはいかない。昨年3月の大阪西局の悲痛な事件など、「トヨタ生産方式」以来の自己責任追及の職場風土による犠牲者は後を絶たない。

日本郵便はまず会社としての本件遺族への謝罪を行え。当時の一集課長はじめ常軌を逸した圧力をかけた当事者の遺族に対する謝罪と厳正な処分を行え。被害者はじめ過重労働の原因である「立ち作業」を根絶せよ。「事事故例研究会」など個人責任追及の職場管理を根絶せよ。

本件勝利の要因は、ご遺族4人の強い意志であり、弁護団の優れた指揮、そして支援の力によるものだ。会社が根本的な転換が行えるのかが問われている。

2020年4月6日

さいたま新都心郵便局過労自死事件の責任を追及する会事務局  
郵政産業労働者ユニオン中央本部